

**原子力施設にかかる自主点検作業の
適切性確保に関する総点検の中間報告書**

平成 14 年 11 月 15 日

日本原燃株式会社

目 次

1 . はじめに	1
2 . 調査・点検体制	1
3 . 自主点検作業の適切性調査	1
3 . 1 調査内容	1
3 . 2 調査結果	3
3 . 3 記載上の不備	3
4 . 社内体制および不正防止対策の点検	3
4 . 1 点検内容	3
4 . 2 点検結果	4
5 . 今後の予定	5
< 別紙一覧 >	
別紙 - 1 総点検の実施体制	6
別紙 - 2 自主点検作業において対象とする主要な設備について	7
別紙 - 3 調査対象記録類の内訳	8
別紙 - 4 記載上の不備について	9
別紙 - 5 社内体制点検取りまとめ	10
別紙 - 6 不正防止対策の点検結果	14
< 参考 >	
これまでの総点検に係る経緯	16

1. はじめに

平成 14 年 8 月 30 日付け原子力安全・保安院長文書「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検について」を受け、当社は 9 月 20 日に「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検計画書」を原子力安全・保安院長へ提出した。これに基づき、操業施設であるウラン濃縮工場、使用済燃料受入れ・貯蔵施設、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターおよび低レベル放射性廃棄物埋設センターにおける、自主点検作業に係る以下の 2 項目について調査・点検を開始した。

自主点検作業が適切に実施されていること(自主点検作業の適切性調査)
自主点検作業が適切に実施され得る十分な社内体制および不正防止対策が確立されていること(社内体制および不正防止対策の点検)

本報告は、上記 8 月 30 日付け文書および引き続き出された 9 月 26 日付け原子力安全・保安院長文書「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の今後の進め方について」に基づき、これまで実施した調査結果について中間報告としてとりまとめたものである。

2. 調査・点検体制

総点検を実施するにあたって、客観的な調査・点検を行うために平成 14 年 9 月 9 日に副社長(安全担当)を主査とし、事業部に属さない役員より構成する「サイクル施設総点検調査委員会(以下、「調査委員会」)」を設置した。実務を遂行する下部組織として「サイクル施設総点検 WG(以下、「WG」)」を設置し、その中に「自主点検作業の適切性調査」を行う適切性調査チームと、「社内体制および不正防止対策の点検」を行う社内体制点検チームを置いた。WG およびその下のチームは、自主点検作業に直接関係しない部署である安全技術室、経営企画室、品質保証部等の所属員により構成した。総点検実施体制を別紙 - 1 に示す。

3. 自主点検作業の適切性調査

3.1 調査内容

(1) 調査範囲

対象施設

操業中のウラン濃縮工場、使用済燃料受入れ・貯蔵施設、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターおよび低レベル放射性廃棄物埋設センターとする。

対象作業

以下の自主点検作業とする。

- a. 施設定期検査に係る自主点検作業
- b. 施設定期自主検査に係る自主点検作業
- c. 自主点検作業（主要な設備（別紙 - 2 参照）を対象）

低レベル放射性廃棄物埋設センターにおいては、施設定期検査および施設定期自主検査に該当する検査がないことから a.および b.項は対象外となる。一方、廃棄物埋設に関する確認が原子炉等規制法第五十一条の六第一項に定められているので、このうち操業中の埋設設備に係る自主点検作業（以下、「施設確認」）を c.項に含め取り扱う。

対象期間

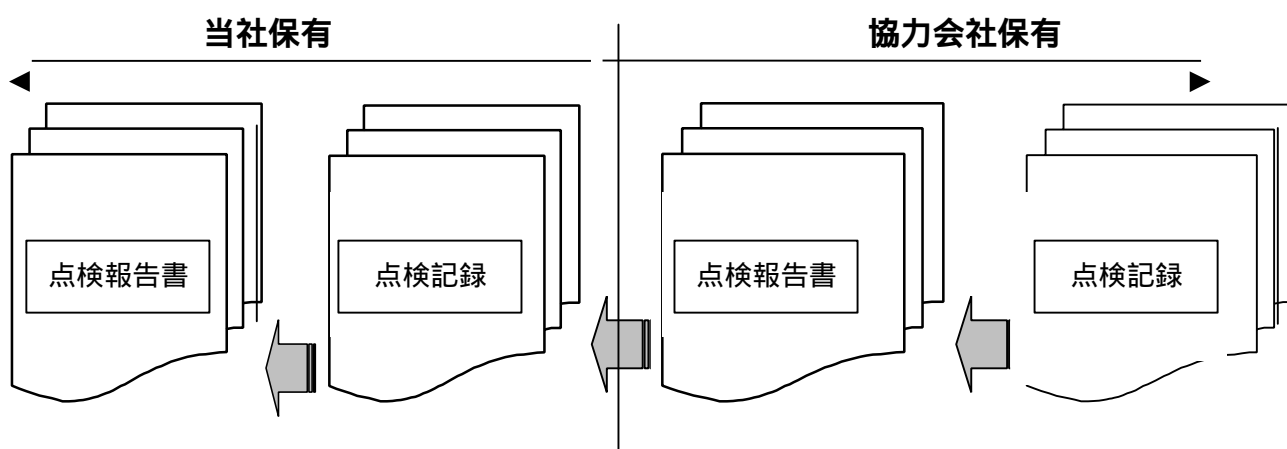
- a. 第 1 段階：過去 3 年間の調査を行う。過去 3 年間とは平成 11 年度から 14 年度上期までとし、本報告の対象とする。
- b. 第 2 段階：過去 10 年間に遡って調査を行う。具体的には平成 4 年度以降とし、操業開始が平成 4 年度以降の施設は操業開始以降を調査範囲とする。第 2 段階は本報告書の対象外とする。

なお、所定の保存期限のもとに処分されている記録は、対象外とする。

（ 2 ） 調査方法

調査対象記録の収集

本調査の対象となる当社または協力会社保有の全ての記録類（点検記録、点検報告書（工事報告書を含む））を収集する。協力会社の記録類については、原本またはコピーを協力会社から取り寄せ、当社調査チームが直接調査にあたる。



具体的な調査の進め方

記録類の具体的な調査は、以下の項目について行う。

- a. 各記録を照合し、記録間の矛盾および必要な情報の削除等の有無を確認する。
- b. 原子炉等規制法に照らして、必要な手続きが行われているかどうかを調査する。(設工認(変更)申請,技術基準等に反していないか)
- c. 原子炉等規制法および保安院長等通達による軽微な故障等の報告基準に基づく国への報告が確実にされているかどうかを調査する。

上記 a.から c.の確認の結果、疑義・問題点等が発見された場合は、関係者に聞き取り調査等を実施し厳正に評価する。

調査にあたっては、適切性調査チームリーダーの下に 11 チーム(1チーム2人構成)を編成するとともに、施設毎の現場調査責任者を置いた。また、調査委員会のメンバーが調査に立ち会い(延べ4回)、客観的かつ適切な調査が行われていることを確認した。

3.2 調査結果

調査を行った記録類は 840 件であった。これら記録類の施設毎、点検種類毎、年度毎の内訳を別紙 - 3 に示す。

点検報告書と点検記録を照合した結果、記録類の改ざんはなく、自主点検の結果や評価に問題はなかった。

また、点検作業に係る許認可上の不備、国への報告義務違反は認められなかった。

以上のとおり、不正および不正の恐れは発見されなかった。

3.3 記載上の不備

調査過程において記載ミス、記載漏れなどの記載上の不備が見出された。その状況について別紙 - 4 に示す。

4. 社内体制および不正防止対策の点検

4.1 点検内容

(1) 自主点検作業に関わる社内体制の点検

品質保証の国際規格 ISO9002:1994 より、自主点検作業を行う際に必要と判断される要求事項を抽出する。

抽出された要求事項に照らして、社内規定類のチェックポイントの洗い出しを行う。

チェックポイントに関連する自主点検作業に係る社内規定類の有無を確認する

社内規定類に、ISO9002：1994 要求事項が適切に盛り込まれていることを確認する。

3．1項記載の各対象施設、各対象作業ごとに自主点検作業を選択し、これらが上記により抽出した社内規定類に基づき適切に実施されていることを記録類から確認する。

上記、～ 項を本報告の対象とする。

(2) 不正防止対策の点検

キャッシュデータ改ざん問題等を契機として当社が実施している活動を調査する。

a. キャッシュデータ改ざん問題等を教訓として当社が実施している対策を調査し、不正防止に係る活動を抽出する。

b. 抽出した対策が現在も継続され有効であることを確認する。

東京電力株式会社の原因・対策が明確となった時点で、当社へ反映すべき不正防止対策を検討する。

上記、a.項を本報告の対象とする。

4.2 点検結果

(1) 自主点検作業に関わる社内体制の点検

自主点検作業に必要と判断される要求事項を ISO9002：1994 より抜き出し、これらに関連する社内規定類が存在することを確認した。

これらの点検結果を自主点検の種類別に別紙 - 5 に示す。

(2) 不正防止対策の点検

キャッシュデータ改ざん問題等を教訓として当社が実施してきた対策を調査し、社員に対する「日本原燃行動憲章」の制定、社会に融和し信頼される安全文化を醸成するための「安全文化推進会議」の設置など、今回の事例に関連する対策を抽出した。今後、これらの対策の有効性、改善の必要性につき検討する。

点検結果を別紙 - 6 に示す。また、今回の事例に有効と思われる対策は下線で示した。

5. 今後の予定

(1) 自主点検作業の適切性調査

対象期間を拡大し、過去 10 年間に遡った調査を行う。

(2) 社内体制および不正防止対策の点検

社内制度の実態調査および不正防止対策の有効性の点検を行うとともに下記事項につき検討を開始する。

企業倫理に関する問題点を社内外から汲み取ることを目的とした方策の検討

東京電力株式会社等、今回の問題に鑑み社外で講じられた対策の反映検討

今後の対策の検討に当たっては、独善的な対策にならないよう、また、有効な対策を立案・実施するために、社外有識者の意見を聴いて反映していく。

上記調査・点検結果および今後の対策については、平成 14 年度末までに報告を行う。

なお、今後の調査・点検の過程においても、万一、不正の恐れがある事案を発見した場合には、直ちに原子力安全・保安院へ連絡する。

以 上

総点検の実施体制

サイクル施設総点検調査委員会	
主査	： 猪股 代表取締役副社長 【安全担当】
副主査	： 松本 代表取締役副社長
委員	： 石井 常務取締役 【経営企画室担任 (原価管理 , 経理)】
委員	： 赤間 常務取締役 【広報渉外室担任】
委員	： 松尾 常務取締役 【経営企画室担任】
委員	： 松岡 取締役 【安全技術室担任 (安全)】
事務局	： 安全技術室

サイクル施設総点検WG	
主査	： 安全技術室 安全技術部長
委員	： 経営企画室 企画部長
委員	： 濃縮事業部 濃縮計画部長
委員	： 濃縮事業部 品質保証部長
委員	： 埋設事業部 埋設計画部長
委員	： 埋設事業部 品質保証部長
委員	： 再処理事業部 再処理計画部長
委員	： 再処理事業部 品質保証部長
事務局	： 安全技術室
適切性調査チーム リーダー 安全技術室 放射線管理部長	社内体制点検チーム リーダー 埋設事業部 品質保証部長

自主点検作業において対象とする主要な設備について

< ウラン濃縮工場 >

- ・カスケード設備，UF₆処理設備などの濃縮施設
- ・排気用モニタ，非常用 DG などの安全上重要な施設

< 使用済燃料受入れ・貯蔵設備 >

- ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン，燃料取扱装置などの使用済燃料を取扱う設備
- ・プール水冷却系，補給水設備などの安全上重要な施設

< 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター >

- ・受入れ建屋天井クレーン，ガラス固化体検査室天井クレーンなどのガラス固化体受入れ設備
- ・貯蔵建屋床面走行クレーン，貯蔵ピットなどのガラス固化体貯蔵設備

< 低レベル放射性廃棄物埋設センター >

- ・一時貯蔵建屋天井クレーン，埋設クレーンなどの廃棄体取扱設備
- ・埋設設備

調査対象記録類の内訳

(総数 840件)

a. 施設定期検査に係る自主点検作業 (低レベル放射性廃棄物埋設センターは対象外)

施設 年度	ウラン濃縮工場	使用済燃料 受入れ 貯蔵施設	高レベル放射性 廃棄物貯蔵管理 センター	低レベル放射性廃 棄物埋設センター
平成 11 年度	- * 1	0 * 2	7	
平成 12 年度	17	9	6	
平成 13 年度	17	9	4	
平成 14 年度上期	0	9	0	
合計	34	27	17	

* 1 加工施設に関する法令改正以前により該当する検査なし

* 2 使用済燃料受入れ 貯蔵施設は平成 11 年度末操業のため施設定期検査なし

b. 施設定期自主検査に係る自主点検作業 (低レベル放射性廃棄物埋設センターは対象外)

施設 年度	ウラン濃縮工場	使用済燃料 受入れ 貯蔵施設	高レベル放射性 廃棄物貯蔵管理 センター	低レベル放射性廃 棄物埋設センター
平成 11 年度	17 * 1	1	3	
平成 12 年度	20	4	3	
平成 13 年度	32	4	3	
平成 14 年度上期	16	4	1	
合計	85	13	10	

* 1 加工施設に関する法令改正以前により改正前保安規定第 29 条に示す「試験及び検査項目」を対象とした

c. 自主点検作業

施設 年度	ウラン濃縮工場	使用済燃料 受入れ 貯蔵施設	高レベル放射性 廃棄物貯蔵管理 センター	低レベル放射性廃 棄物埋設センター
平成 11 年度	98	25	35	16
平成 12 年度	112	34	32	13
平成 13 年度	134	28	28	17
平成 14 年度上期	67	7	3	5
合計	411	94	98	51

記載上の不備について

今回の総点検において、改ざんなどの不正の恐れは発見されなかったが、記載上不備な事項が見出された。その内容は下表のとおりである。

なお、これらの一部については、記録様式を見直す等の改善を既に行っている。

		ウラン濃縮工場	使用済燃料受入れ・貯蔵施設	高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	低レベル放射性廃棄物埋設センター	合計
. 今回調査した記録類(件)		530	134	125	51	840
. 記載上の不備(箇所)		145	41	35	16	237
内 訳	記載ミス	58	17	10	7	92
	記載漏れ	50	15	20	7	92
	資料添付漏れ	26	3	0	2	31
	記録様式の不備	11	6	5	0	22

記載ミス：読み取りや聞き取り違いによる記載ミスや記録から報告書への転記ミス

記載漏れ：記録類に記載されるべき事項の記載漏れや捺印漏れ

資料添付漏れ：記録類に添付されるべき資料の添付漏れや本来添付されるべきものでないものが添付

記録様式の不備：記録様式に一部誤解を招くような不備

以 上

社内体制点検取りまとめ (1 / 4)

a . 施設定期検査に係る自主点検作業 [低レベル放射性廃棄物埋設センターは対象外]

ISO9002:1994 の 要求事項	社内規定のチェックポイント	社内規定類の有無		
		ウラン濃縮工場	使用済燃料 受入れ・ 貯蔵施設	高レベル放射性 廃棄物貯蔵管理 センター
4.2 品質システム 4.2.3 品質計画 4.9 工程管理	施設定期検査に係る規定類を定めているか。			
4.16 品質記録の 管理	施設定期検査の記録に係る規定類を定めているか。			

b . 施設定期自主検査に係る自主点検作業 [低レベル放射性廃棄物埋設センターは対象外]

ISO9002:1994 の 要求事項	社内規定のチェックポイント	社内規定類の有無		
		ウラン濃縮工場	使用済燃料 受入れ・ 貯蔵施設	高レベル放射性 廃棄物貯蔵管理 センター
4.2 品質システム 4.2.3 品質計画 4.9 工程管理	施設定期自主検査に係る規定類を定めているか。			
4.6 購買 4.6.1 一般	施設定期自主検査の購買品に係る規定類を定めているか。			
4.6.2 下請負契約者の評価	施設定期自主検査の下請負契約者の評価に係る規定類を定めているか。			
4.6.3 購買データ	施設定期自主検査の購買文書の作成に係る規定類を定めているか。			
4.6.4 購買品の検証	施設定期自主検査の購買品の検証に係る規定類を定めているか。			
4.13 不適合品の 管理 4.14 是正処置・予 防処置	施設定期自主検査の不適合管理に係る規定類を定めているか。			
4.16 品質記録の 管理	施設定期自主検査の記録に係る規定類を定めているか。			

社内体制点検取りまとめ (2 / 4)

c . 自主点検作業

ISO9002:1994 の 要求事項	社内規定のチェックポイント	社内規定類の有無			
		ウラン濃縮 工場	使用済燃料 受入れ・ 貯蔵施設	高レベル 放射性廃棄物 貯蔵管理 センター	低レベル 放射性廃棄物 埋設センター
4.2 品質システム 4.2.3 品質計画 4.9 工程管理	自主点検作業に係る規定類を定めているか。 (作業の計画、実施、報告を含む)				
4.6 購買 4.6.1 一般	自主点検作業の購買品に係る規定類を定めているか。				
4.6.2 下請負契約者の評価	自主点検作業の下請負契約者の評価に係る規定類を定めているか。				
4.6.3 購買データ	自主点検作業の購買文書の作成に係る規定類を定めているか。				
4.6.4 購買品の検証	自主点検作業の購買品の検証に係る規定類を定めているか。				
4.13 不適合品の管理 4.14 是正処置・予防処置	自主点検作業の不適合管理に係る規定類を定めているか。				
4.16 品質記録の管理	自主点検作業の記録に係る規定類を定めているか。				

社内体制点検取りまとめ (3 / 4)

c . 自主点検作業 (施設確認) - 1 [低レベル放射性廃棄物埋設センターのみ対象]

ISO9002:1994 の要求事項	社内規定のチェックポイント	社内規定類の有無
4.2 品質システム 4.2.3 品質計画	検査・試験手順は、施設確認申請書及び埋設規則と整合を図っているか。	
4.10 検査・試験 4.10.1 一般	埋設設備に対する規定要求事項が満たされていることを検証するために検査・試験業務の手順を定めているか。	
4.10.2 受入検査・試験	搬入製品が規定要求事項に適合していることを検査するまで、又は他の方法によって検証するまでは、使用しないことを行っているか。	
4.10.3 工程内の検査・試験	規定された検査・試験を完了するか、又は必要な報告書を受領するまでは、埋設設備に係る操業の次工程への移行を保留しているか。	
4.10.4 最終検査・試験	規定されたすべての検査・試験が実施されていて、かつその結果が規定要求事項を満たしていることを確認しているか。	
4.10.5 検査・試験の記録	検査・試験を受けた証拠となる記録を作成し、維持しているか。	
	定められた合否判定基準に従った検査・試験の合否を記録で明確にしているか。	
	検査・試験に合格しない場合には、不適合品の管理に関する手順を適用しているか。	
	記録には、埋設設備の次工程への引渡しを許可する検査責任者を明確にしているか。	
4.11 検査、測定及び試験装置の管理 4.11.1 一般	検査・試験で使用する検査、測定及び試験装置を管理し、校正する手順を定めているか。	
4.11.2 管理手順	測定項目及び必要な精度を明確にし、選定しているか。	
	あらかじめ定められた間隔又は使用する前に校正し、調整しているか。	
	管理・校正の結果が不満足な場合の処置方法を定めているか。	
	校正状態を表示するため、識別しているか。	
	点検の範囲及び頻度を定め、管理の証拠として記録を維持しているか。	
	校正基準から外れた場合、過去の検査・試験の結果の妥当性を評価し、文書化しているか。	
	適切な環境条件下で使用しているか。	
	取扱い及び保管には、精度及び使用適合性が維持されるようにしているか。	

社内体制点検取りまとめ（４ / ４）

c . 自主点検作業（施設確認） - 2 [低レベル放射性廃棄物埋設センターのみ対象]

ISO9002:1994 の要求事項	社内規定のチェックポイント	社内規定類の有無
4.12 検査・試験の状態	埋設設備について実施した検査・試験の合否の状態を識別しているか。	
4.13 不適合品の管理 4.13.1 一般	規定要求事項に適合しない埋設設備の管理手順を定めているか。 この手順には、不適合品の識別、隔離、処置及び関係部門への通知等を規定しているか。	
4.13.2 不適合品の内容確認及び処置	不適合品の内容確認の責任及びその処置の権限を明確に規定しているか。	
4.16 品質記録の管理	品質記録の識別，保管，維持及び廃棄のための手順を定めているか。	
	品質記録は、規定要求事項に対する適合性を実証するために維持しているか。	
	品質記録は容易に検索できるように保管し、維持しているか。	
	品質記録の保管期間を定め、記録しているか。	

不正防止対策の点検結果

(1 / 2)

発生年月	プラント名	事案件名	概 要	当社の実施事項
平成 10 年 10 月	原電工事 (株)	燃料輸送容器のデータ問題	<p>使用済燃料輸送キャスクの中性子遮蔽材にかかる分析データの書き換え。 企業 / 社員の倫理観の欠如、品質管理 / 品質保証面での不備を国の委員会が指摘</p>	<p><u>社達「安全最優先の徹底について」を制定し、全社員へ発信 平成 10 年 12 月</u> 社長訓示を全社員へ発信 副社長を主査とするデータ改ざん問題の対策検討を行う「輸送容器問題対策会議」を設置 <u>職場対話の実施 (平成 10 年 10 月 1076 名、グループ討議形式)</u> 【主なテーマ】 今回の不祥事の背景 (原因) について 当社を省みでの反省点・教訓とすべき事項について 今後の我々がとるべき行動 (意識面を含む) について 等</p> <p><u>安全確保、地域との信頼関係、情報公開など 9 項目からなる「日本原燃行動憲章」を制定し、社員に行動規範を示すとともに、企業としての姿勢 / 決意を社会に表明</u> 【定着化活動】 ポスター掲示、職場単位での唱和、経営層からのメッセージ、携帯用小冊子等を作成 企業倫理テキストの作成 (平成 11 年 6 月) 役員対話の実施 (平成 11 年 11 月 ~ 平成 12 年 12 月) 社内研修に「行動憲章」の単位を盛り込む (平成 11 年 4 月 ~) 行動憲章定着化状況のアンケート (平成 13 年 3 月) 六ヶ所各事業所において対話月間を実施 (平成 13 年 10 月 ~)</p> <p>品質保証システムの再点検・改善 操業施設を対象に ISO 9002 を取得 (平成 12 年 11 月) 当社が受注者を管理している状況を安全担当監査により再チェック</p> <p><u>取引企業および外注先企業に対して、モラルの維持・向上についての働きかけを実施</u> 情報の流れの円滑化 (サークル活動の活性化)</p>

今回の事例に有効と思われる対策を下線で示す。

不正防止対策の点検結果

(2 / 2)

発生日	プラント名	事案件名	概要	当社の実施事項
平成9年3月	動力炉・核燃料 開発事業団 東海再処理施設	アスファルト固 化 処 理 施 設 火 災・爆発事故	アスファルト固化処理 施設で火災が発生し、 その後火災に伴って発 生した可燃性物質が爆 発。問題点として、消 火マニュアルや保安管 理体制の不備等が指 摘。	○事故の教訓を広く汲み取り六ヶ所再処理施設の一層の安全性向上をはかるため「保安 防災会議」を設置（平成9年6月） 〔主な実績（平成9～10年度実施）〕 防災活動の強化／充実 防災訓練年度計画の作成，防災活動計画の策定 など 事故対応策の強化／充実 防災関係規定類の制定／改定，防災関係設備の充実 など 技術継承策の強化／充実 図書室の設置，安全技術文書データベースシステムの開設 社会に融和し信頼される安全文化を確立するため「安全文化推進会議」を設置 （平成9年6月） 〔主な実績〕 原子力の危機管理等に関する社員向け安全文化講習会の実施 社内報による活動状況周知
平成11年9月	JCO 東海事業所	ウラン加工工場 臨界事故	許可以外の方法による 高濃縮ウランの溶解作 業により臨界発生。	法改正による保安規定変更等(平成12年度) 保安規定改定 保安規定に基づく教育訓練項目の明確化 など 防災業務計画策定 NSネット設立への参画
平成12年11月 平成13年4月	当社 （使用済燃料受 入れ・貯蔵施設）	安全冷却水系冷 却水循環ポンプ 一時停止 換気設備送排風 機一時停止	熱交換器切替操作ミ ス。操作員の相互確認 不足。 非常用ディーゼル発電 機検査後のしゃ断機操 作ミス。手順書の理解 不足（経験不足）。	社内に「調査検討チーム」を設置し、聞き取り調査およびアンケート調査を実施 〔主な改善策〕 <u>職場風土改革等の推進</u> ・フリーディスカッション（平成14年1月～4月 延べ100人，自由参加形式） ・顔写真入り座席表掲示の奨励 ・社長目安箱の設置 危機管理講習会の開催 保守部門技術交流会の開催（職場の良好事例の紹介等）

今回の事例に有効と思われる対策を下線で示す。

これまでの総点検に係る経緯

日 付	経 緯
8月30日	・原子力安全・保安院長より「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性に関する総点検について」(平成14・08・30原院第1号)発信
9月3日	・社達「風通しのよい企業風土・文化・体質の醸成について - 社会の信頼を得るために - 」を制定公布
9月5日	・点検・修理作業等を委託している主要関係業者一覧を原子力安全・保安院へ提出
9月9日	・総点検を実施する「サイクル施設総点検調査委員会」及びその下に実務を行う「サイクル施設総点検WG」を設置
9月11日	・第1回サイクル施設総点検WGを開催
9月13日	・第1回サイクル施設総点検調査委員会を開催
9月18日	・第2回サイクル施設総点検WGを開催 ・第2回サイクル施設総点検調査委員会を開催
9月20日	・「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検計画書」を原子力安全・保安院長へ提出
9月24日	・第3回サイクル施設総点検WGを開催
9月25日	・第3回サイクル施設総点検調査委員会を開催
9月26日	・原子力安全・保安院長より「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性に関する今後の進め方について」(平成14・09・25原院第1号)発信
10月4日	・第4回サイクル施設総点検WGを開催
10月8日	・第4回サイクル施設総点検調査委員会を開催(「適切性調査チーム」及び「社内体制点検チーム」を立上げ)
10月10日	・適切性調査チームによる調査開始(28日まで、のべ12日間実施)
10月16日	・サイクル施設総点検調査委員会メンバーによる適切性調査チーム実施の調査への立ち会い
10月18日	・サイクル施設総点検調査委員会メンバーによる適切性調査チーム実施の調査への立ち会い(延べ2回)
10月24日	・サイクル施設総点検調査委員会メンバーによる適切性調査チーム実施の調査への立ち会い
10月30日	・第5回サイクル施設総点検WGを開催
11月1日	・第5回サイクル施設総点検調査委員会を開催
11月8日	・第6回サイクル施設総点検調査委員会・総点検WGを合同開催
11月15日	・「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の中間報告書」を原子力安全・保安院長へ提出